Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務償還による支出	△	7,568,820
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	7,568,820
Ⅳ　資金増加額		10,445,208,958
Ⅴ　資金期首残高		28,727,337,045
Ⅵ　資金期末残高		39,172,546,003

行政サービス実施コスト計算書

自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日

（単位：円）

科　　目	金　　額		
Ⅰ　業務費用			
損益計算書上の費用			
業務費	552,497,575,173		
一般管理費	841,658,509		
臨時損失	5,597,541,840	558,936,775,522	
（控除）自己収入等			
事業収益	△ 700,517,995,684		
資産見返寄附金戻入	△ 803,486		
支払備金戻入	△ 18,399,899,270		
貸倒引当金戻入益	△ 120,000		
財務収益	△ 301,339		
雑益	△ 623,900	△ 718,919,743,679	
業務費用合計			△ 159,982,968,157
Ⅱ　損益外減損損失相当額			84,373,967
Ⅲ　引当外賞与見積額			△ 133,548,131
Ⅳ　引当外退職給付増加見積額			△ 5,594,248,420
Ⅴ　行政サービス実施コスト			△ 165,626,390,741

〔重要な会計方針〕

当事業年度より、改訂後の独立行政法人会計基準を適用して、財務諸表等を作成しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

当機構は、事務経費の一部について、費用進行基準以外の収益化基準の採用に向けて、業務の実施と運営費交付金との対応関係を整理し、その検討を行ってきたところ、平成22年度以降の運営費交付金が廃止されたことにより、平成21年度においても過去との比較及び継続性を考慮し従来どおり費用進行基準を採用するものです。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物	５～50年
構　築　物	13～15年
工具器具備品	３～20年

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（主に５年）を耐用年数としております。

３．貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

４．賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

（追加情報）

前事業年度までは、運営費交付金により財源措置がなされていた部分を除き計上しておりましたが、平成22年４月から人件費の財源が運営費交付金から自己収入に変更されたことに伴い、当事業年度より賞与引当金の全額を計上しております。

５．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

（追加情報）

平成22年４月から人件費の財源が運営費交付金から自己収入に変更されたことに伴い、当事業年度より退職給付引当金を計上しております。

６．金銭信託の評価基準及び評価方法

時価法

７．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

⑵　その他有価証券

期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

８．たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　貯蔵品

移動平均法による低価法

９．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

10．消費税等の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によっております。

11．その他の重要な事項

⑴　支払備金

当事業年度末までに請求を受けた退職金等の支払未済のもの及び、当事業年度末までに退職届があったものもしくは、退職届の提出はないが退職と認められるもの等の退職金で請求がないものの金額を計上しております。

⑵　責任準備金

被共済者の将来の退職金の支払いに備えるため、独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第152号）第19条の規定により、厚生労働大臣の定めるところ（平成18年厚生労働省発基勤第0330001号責任準備金の積立について）及び厚生労働省労働基準局勤労者生活部勤労者生活課長の定めるところ（平成13年基勤勤発第２号責任準備金の積立について）による金額を計上しております。